

専門理学療法士ならびに認定理学療法士資格取得および更新に関わる履修ポイント基準(2015年4月12日改定)

大項目	項目	履修ポイント	備考
1. 学会参加	1) 日本理学療法学会(以下「学会」)	20	*1 各分科学会が主催する学会、および関連協会学会 *2 日本学術会議協力学術研究団体については、日本学術会議ホームページ(http://www.scj.go.jp/)参照のこと *3 日本学術会議協力学術研究団体に登録していない団体が主催する学会・学術集会へ参加した場合の履修ポイントは、以下の条件を満たす場合に認められる 1) 当該団体の定款・役員名簿が公になっていること 2) 当該団体の事務局が明記され、問い合わせに対応することができること 3) 参加を証明する書類(参加証・領収書を含む)が発行されていること *4 関連学会の場合は学会の地方学会やブロック学会は含めない
	2) 分科学会学術集会 ^{*1}	20	
	3) 世界理学療法学会(以下「WCPT」)	20	
	4) アジア理学療法学会(以下「ACPT」)・日韓カンファレンス	20	
	5) ブロック学術集会・学会(以下「ブロック学会」)	15	
	6) 都道府県士会学術集会・学会(以下「都道府県学会」)	10	
	7) 学際領域の学会・学術集会(以下「関連学会」) 日本作業療法学会、日本語聴覚学会、日本コミュニケーション障害学会学術講演会、日本リハビリテーション医学会学術集会、日本職業リハビリテーション学会、日本棋食・嚥下リハビリテーション学会、リハビリテーション・ケア合同研究大会、日本リハビリテーション看護学会学術大会、日本義肢装具学会学術大会、日本音声言語医学会学術講演会、日本運動器リハビリテーション学会、その他日本学術会議協力学術研究団体に登録している団体 ^{*2}	10	
	8) 上記以外の医学・工学・福祉学などの学術集会・学会 ^{*3,4}		
2. 講習会・研修会等の受講 ^{*5}	1) 協会主催全国学術研修会(以下「学術研修会」)	20	*5 原則として1コマ90分以上で、2コマ以上(180分以上)でポイントを認める
	2) 理学療法士講習会 ^{*6}	20	*6 旧「現職者講習会」を含む
	3) 協会主催研修会	20	*7 協会あるいは都道府県士会の後援する講習会・研修会等の受講によって得られる履修ポイントに関しては、あらかじめ主催者が専門理学療法士制度ポイント認定講習会・研修会認定申請書(様式第3号、様式第3号-2)を用いて協会に申請しなければならない
	4) 協会が後援する講習会・研修会 ^{*7}	10	
	5) 都道府県士会主催の講習会・研修会 ^{*9}	10	*8 その他の講習会・研修会等の受講によって得られるポイントに関しては、あらかじめ主催者が専門理学療法士制度ポイント認定講習会・研修会認定申請書(様式第3号、様式第3号-2)を用いて協会に申請しなければならない
	6) 都道府県士会が後援する講習会・研修会 ^{*7}	5	
	7) その他の講習会・研修会 ^{*8}	5	*9 士会活動の参加は当該都道府県士会が認める場合、5)と読み替え可能とする
	8) 協会eラーニング ^{*10}	5~20	*10 協会eラーニングはコンテンツ時間数により付与されるポイント数が異なる
3. 論文・著作等 ^{*11}	1) 協会機関誌「理学療法学」[Journal of the Japanese Physical Therapy Association]掲載の「研究論文」「症例研究」の筆頭著者	80	*11 論文・著作物は、下記、データベース等に登録されており、かつ、その妥当性は生涯学習機構が審査する 1. 医中誌Web(特定非営利活動法人医学中央雑誌刊行会) 2. J-STAGE(独立行政法人科学技術振興機構) 3. CiNii(国立情報学研究所) 4. MEDLINE & PubMed 5. NDL-OPAC(国立国会図書館) 6. その他(生涯学習機構が認めるもの) *12 SCI(Science Citation Index)またはSSCI(Social Science Citation Index)に登録されている雑誌に掲載された論文のCorresponding authorとして明示されている著者に40ポイントを認める。 *13 この場合の共同執筆者とは、当該書籍に5頁以上の執筆がある者をいう
	2) 協会機関誌「理学療法学」[Journal of the Japanese Physical Therapy Association]掲載の「研究論文」「症例研究」の共著者	10	
	3) 以下の筆頭著者 a. 協会機関誌「理学療法学」[Journal of the Japanese Physical Therapy Association]掲載の「短報」 b. その他の査読付きリハ関連雑誌の筆頭著者 ^{*12} (海外誌を含む)	40	
	4) その他の査読付きリハ関連雑誌の短報・等の筆頭著者(海外誌を含む)	10	
	5) 3)4)の共同執筆者	5	
	6) 著書・編著書の主たる著者	80	
	7) 以下の著者 a. 協会機関誌「理学療法学」[Journal of the Japanese Physical Therapy Association]掲載の総説・症例報告・実践報告・紹介・依頼原稿(臨床実践講座や臨床入門講座など)の筆頭著者 b. 著書・編著書の共同執筆者 ^{*13} c. その他の雑誌の依頼原稿(総説・解説等)の筆頭著者 d. 海外の書籍の翻訳者	30	
4. 学会発表等	1) 「学会」・「分科学会学術集会」・「WCPT」・「ACPT」・「日韓カンファレンス」でのシンポジスト、パネリスト、講演講師等(筆頭演者に限る)	15	
	2) 「学会」・「分科学会学術集会」・「WCPT」・「ACPT」・「日韓カンファレンス」での一般発表(指定演題含む)の筆頭演者	10	
	3) 「ブロック学会」・「都道府県学会」でのシンポジスト、パネリスト、講演講師等(筆頭演者に限る)	10	
	4) 「ブロック学会」・「都道府県学会」での一般発表(指定演題含む)の筆頭演者	5	
	5) 「関連学会」でのシンポジスト、パネリスト、講演講師等(筆頭演者に限る)	10	
	6) 「関連学会」での一般発表(指定演題含む)の筆頭演者	5	
	7) 「学会」・「分科学会学術集会」・「WCPT」・「ACPT」・「日韓カンファレンス」での座長・司会	10	
	8) 「ブロック学会」・「都道府県学会」での座長・司会	5	
	9) 症例検討会(都道府県士会)での座長	2	

専門理学療法士ならびに認定理学療法士資格取得および更新に関わる履修ポイント基準(2015年4月12日改定)

大項目	項目	履修ポイント	備考
5. 講習会・研修会等の講師* 14	1) 協会主催全国学術研修会(以下「学術研修会」)	15	*14 講習会・研修会等におけるポイントは「主たる講師」に対して付与される ・「主たる講師」とは、単独での90分以上の講義あるいは90分以上の演習で、その中心となるものをいう。ただし、新人教育プログラム講師にあっては60分以上で認める
	2) 理学療法士講習会	20	・「従たる講師」とは、90分以上の演習で、その補助となるものをいう 「従たる講師」としてこれに関わる場合、当該ポイントの2/3(端数は切り捨て)をその履修ポイントとして付与する。ただし、新人教育プログラムの従たる講師にあっては60分以上で認める
	3) 協会主催研修会	20	・「主たる講師」「従たる講師」いずれも講習会・研修会等において、教授そのものに関わる必要があり、会の運営そのものに関わる人員は講師に含まない
	4) 協会が後援する講習会・研修会	15	ただし、会の運営に関わる人員に関しては、運営責任者の証明をもって参加ポイントを付与することができる
	5) 都道府県士会主催の講習会・研修会	10	・自治体・各種団体等から各都道府県士会に講師派遣依頼があり、当該都道府県士会が認める場合、その講師には10ポイントを付与する
	6) 都道府県士会が後援する講習会・研修会	10	
6. 論文・学会演題等の査読* 15	1) 協会機関誌「理学療法学」[「Journal of the Japanese Physical Therapy Association」]投稿論文の査読	10	*15 雑誌の発行者あるいは学会主催者による証明を必要とする
	2) ブロック協議会・都道府県士会の発行する雑誌の投稿論文に対する査読*16	5	*16 論文1編を1件とし、その証明をもって付与される
	3) 「学術大会」・「分科学会学術集会」の演題査読*16	5	*17 演題数1題以上をまとめて1件とし、査読が終了した段階でその証明をもって付与される
	4) 「ブロック学会」・「都道府県学会」の演題査読*17	2	
7. 大学院修了の読み替え* 18	修士課程(博士前期課程)修了もしくは博士課程(博士後期課程)修了	100	*18 研究分野が申請する専門分野・認定領域に関連するテーマであると概ね認められた場合、当該の専門分野・認定領域の専門理学療法士・認定理学療法士の申請・更新の際、ポイントとして認められる
8. 臨床実習指導者としての業績	臨床実習の主たる指導者*19(6週間以上の実習指導)	20	*19 臨床実習の主たる指導者とは実習期間において実習生のマネジメントを担当すると同時に、実習生の担当する症例の少なくとも1例に関して直接指導に関わるものをいう。なお、このポイントの取得にあたっては、所定の様式を用いて理学療法士養成校の証明を得る必要がある 下記の場合、ポイントは認められない ①2週間未満の実習指導の場合、②実習期間が2009年度以前の場合 ③実習期間が新人教育プログラム修了前の場合、
	臨床実習の主たる指導者*19(2-5週間の実習指導)	10	
9. 生涯学習機構が定める資格* 20	1. 死体解剖資格 (ひと、動物・培養細胞、脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害) 2. 日本臨床神経生理学会認定技術師 (ひと、動物・培養細胞、脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害) 3. 実験動物技術者[1級・2級] (ひと、動物・培養細胞) 4. アスレティックトレーナー (スポーツ理学療法) 5. 義肢装具士 (切断、脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害) 6. 徒手理学療法士(IFOMPT認定) (徒手理学療法) 7. 心臓リハビリテーション指導士 (循環、脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害) 8. 3学会合同呼吸療法認定士 (呼吸、脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害) 9. 呼吸ケア指導士 (呼吸、脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害) 10. 日本糖尿病療養指導士 (代謝、脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害) 11. 栄養サポートチーム専門療法士 (代謝、脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害) 12. 健康運動指導士 (地域理学療法、健康増進・参加、介護予防、補装具) 13. 福祉住環境コーディネーター[1級] (地域理学療法、健康増進・参加、介護予防、補装具、脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害) 14. 介護支援専門員・サービス管理責任者 (地域理学療法、健康増進・参加、介護予防、補装具、脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害) 15. 中級障がい者スポーツ指導者資格 (地域理学療法、健康増進・参加、介護予防、補装具、脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害) 16. 日本褥瘡学会認定士(理学療法士) (褥瘡・創傷ケア、脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害) 17. 障害者相談支援専門員 (地域理学療法、健康増進・参加、介護予防、補装具、脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害) 18. 介護予防推進リーダー (介護予防) 19. 地域包括ケア推進リーダー (地域理学療法)	40	*20 当該ポイントは関連する分野・領域における専門理学療法士・認定理学療法士の申請・更新の際、1分野または1領域につき1資格のみポイントとして認められる(1回のみ有効)
10. 新人教育プログラム修了		20	※専門理学療法士申請の場合のみ認められる(1回のみ有効)